

中野区教育委員会会議録 平成21年第5回定例会

○開会日 平成21年2月6日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午後 3時24分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(5名)

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	教育委員会事務局次長兼任
中央図書館長	倉 光 美穂子 (欠席)

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	大 島 やよい

○傍聴者数 3人

〔議決案件〕

日程第1 第6号議案 中野区立幼稚園の廃止について

日程第2 第7号議案 中野区立幼稚園条例の一部改正手続きについて

〔その他事案〕

(1) 桃園第二小学校訪問と小学校長との意見交換会

午前10時01分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日、倉光中央図書館長は欠席でございます。また、飛鳥馬委員は、電車で遅延があるようで、おくれて出席との連絡が入っております。

本日の会議録署名委員は、大島委員をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<議決案件>

高木委員長

それでは、これから議決案件の審査を行います。本件につきましては、第4回定例会におきまして、子ども家庭部の保育園・幼稚園担当課長に出席いただき、区立幼稚園の認定こども園の転換にかかわる報告を受け、質疑を行ったところですが、委員長としてさらに報告を受ける必要があると判断しまして、急遽、2月2日月曜日の午後、臨時の教育委員会を開会し、子ども家庭部に出席を求めて報告をいただいたところでございます。

この開会いたしました臨時会におきまして質疑をする中で、認定こども園の転換につきまして十分な議論ができたこと認識しております。

本日は、これまでの議論を踏まえた上で議決案件の審査を行いたいと思います。

<日程第1>

高木委員長

それでは、日程第1、第6号議案「中野区立幼稚園の廃止について」及び第7号議案「中野区立幼稚園条例の一部改正手続きについて」を一括して上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第6号議案及び第7号議案につきましてご説明申し上げます。

まず、第6号議案「中野区立幼稚園の廃止について」でございます。

本件の提案理由といたしましては、中野区立幼稚園の認定こども園の転換に伴いまして、区立幼稚園2園を廃止するというものでございます。裏面をごらんいただきたいと思いません。

廃止いたします区立幼稚園でございます。まず、中野区立みずのとう幼稚園。これは中野区江古田一丁目1番1号でございますが、廃止の年月日といたしましては、来年、平成22年3月31日を予定してございます。それから、中野区立やよい幼稚園、中野区弥生町一丁目58番14号でございます。同じく、平成22年3月31日をもって廃止を見込んでいるところでございます。

続きまして、第7号議案でございます。こちらは「中野区立幼稚園条例の一部改正手続きについて」でございますが、提案理由といたしまして、区立幼稚園の認定こども園への転換に伴い関係規定を改める必要があることから、本件につきまして議案の上程をさせていただいたところでございます。

この条例の改正につきましては、新旧対照表がついてございますので、そちらを参照いただきながらご説明申し上げます。

新旧対照表、右側が現行、左側が改正案となっております。この条例の第1条に、「中野区に学校教育法第1条に定める幼稚園を次のとおり設置する」ということで、現行、かみさぎ幼稚園、ひがしなかの幼稚園、みずのとう幼稚園及びやよい幼稚園と4園を設置してございます。このうち、下線が引いてある部分でございますが、みずのとう幼稚園及びやよい幼稚園につきまして、改正案におきまして、この2園を廃止、したがって条例の案文の中から削除するというものでございます。

なお、この条例につきましては、附則で平成22年4月1日から施行するという予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

今、区立幼稚園に通わせている保護者の方からしますと、費用がどうなるというところは関心のあるところだと思います。私も関心があるのですが、今幼稚園に在園している子どもたちが今度転換後の認定こども園に入るとき、入園料というものが要るのかとか、その金額とかのこと、それから、月々保育料というのはどんなふうになってくるのか、これを教えていただきたいのです。

教育経営担当課長

まず、入園料のほうから申し上げたいと思います。原則といたしまして、幼稚園が廃止になりますので、その段階で現在の区立幼稚園の園児でなくなります。そして、新たに立ち上がります認定こども園に入園をするということになりますので、原則としまして、そ

の段階で事業者が設定いたします入園料を払うということになります。ただし、現在、区で考えておりますのは、在籍している園児につきましては、これは来年度の予算案にその旨を計上するというので、これから始まります区議会にその予算案が提案されるわけですが、その中で、現在在籍しております園児につきましては、事業者が想定します入園料の全額についてこれを補助するというので、したがって、現在、やよい及びみずのとうの両園に在籍し、その後、認定こども園への転換に伴って入園する子どもにつきましては実質の入園料の負担はゼロということを想定してございます。

次に、保育料でございます。保育料につきましては、転換を予定しております平成 22 年 4 月、これは条例で保育料が定まっておりますが、22 年度につきましては、区立幼稚園の場合、月額で 1 万 1,350 円という金額になります。

一方、認定こども園の幼稚園の場合です。これは両事業者が既に提案ということで、まだ確定ではございませんけれども、一定の保育料の提案をしてございます。それを基本として計算いたしますと、両園の間には相当額の開きは出てまいりますけれども、区の補助制度がございまして、これは所得に関係なく、入園しているすべての保護者を対象に、保護者への補助制度がございまして、これが、今年度、月額にいたしますと 1 万 1,000 円の補助になります。ただ、来年度、21 年度の予算では、これを月額 500 円引き上げて 1 万 1,500 円ということを予定してございます。

22 年度、転換の年度どうなるかということ、これは補助金ですので、その年度の予算措置ということになりますので、確定したことは言えませんけれども、仮に 21 年度の予算で提案している月額 1 万 1,500 円を認定こども園のほうで提案している保育料から差し引きますと、4・5 歳児の対象でいいますと、転換後に保護者が実質的に負担する保育料ということになりますと、やよいでは月額 1 万 3,500 円、みずのとうでは 1 万 4,500 円というふうになります。先ほどの区立幼稚園の比較で言いますと、22 年度は 1 万 1,350 円でございますので、この段階で大分差は縮小するということになります。

このほか、区では所得に応じて就園奨励費補助というものがさらに追加でございます。これは、その世帯の所得に応じて、比較的所得の方を対象としてございます。また、世帯構成、子どもが何人いるかということで、その補助額も変わってくるのですが、それを加えますと、公私間の格差がさらにまた縮まる。世帯によっては逆転するというケースも出てまいります。いずれにいたしましても、この補助金の活用によりまして、公私間の格差は相当縮小されるということはあるかと思っております。

大島委員

それに関連してなのですけれども、2 月 2 日のときに、費用がどうなるかというようなことについて、表やグラフや図にして非常にわかりやすく書いてあるものを資料としていただいて、そういうのを見ますと私なども割とわかりやすいなと思ったのですが、そういうものというのは保護者の方たちには渡っているものなのではないでしょうか。それとも、目に

する機会がないのでしょうか。

教育経営担当課長

私立幼稚園にお子さんを通わせている保護者に対しましては、区として3種類の補助をしております。一つは入園料の補助、もう一つが保護者補助金。先ほど申しました、所得に関係なく一律にすべての保護者を対象にして出される補助金。それから三つ目が就園奨励費補助金。これは所得に応じて。この三つの補助がございます。

これらにつきましては、保護者の方に対しまして、その補助の申請ということで周知を行ってございます。それをごらんになりましての申請ということになるかと思えます。

大島委員

2月2日に子ども家庭部からいただいた、今回の転換に伴ってどう変更するという資料をいただいたのですが、それと同じようなものは保護者の方には今回の転換に伴って説明資料としてお渡ししているのでしょうかということなのですが。

教育経営担当課長

前回開かれました当委員会で資料のほうをお渡しいたしまして、るご説明させていただきましたけれども、同じ資料は、区と保護者と運営事業者の三者で構成しております三者協議会、これは、現在、話し合いの場を持って行ってございますが、同様の資料をその協議会の場におきまして参考資料ということでお示して話し合いのほうを進めてございます。

高木委員長

私の子どもは今、私立の幼稚園の年長さんなのですが、補助制度というのは、段階的になっていますので、ぱっと見てわかるようなものでないで、保護者の方に配付をして説明はされていると思うのですが、にわかには理解しづらい部分もあると思うのです。前回の地域での教育委員会でも、実際に保護者の方から「よくわからない」と。説明はされていると思うのですが、さらに子ども家庭部と連携していただいて、費用の点や今後の転換後の教育について、保護者の方の疑念というか不安が晴れるような努力をより一層していただきたいと思っております。

教育経営担当課長

できるだけわかりやすく保護者の方にご説明するという事は非常に大切なことでございますので、今の意見、子ども家庭部のほうにも伝えまして、わかりやすい形で説明をするとともに、疑問には丁寧に対応していくということで、それはしっかりと伝えてまいりたいと思えます。

山田委員

今回のこと、区立の幼稚園から認定こども園への転換ということで、以前に、幼稚園のあり方ということで、この教育委員会でもかなり協議を重ねた上で、保護者の方たちの多様なニーズに基づいて、幼稚園から保育園機能を持った幼保一体型の施設ということで、

一時期は、今の区立幼稚園を一たん廃止して転換しようという意見もあったのですが、そうではなく、今の形態をうまく移管していくというやり方でこのような状況になったと思うのです。実際には、今入園されている保護者の方々には、認定こども園に変わる、転換するということのご説明をどのぐらいされたかということが1点目。

もう一つは、やはり幼稚園ということから、保育機能を持った認定こども園に変わるわけですから、運営上の問題ですとか、保育の問題とか、いろいろあったのだと思いますけれども、その辺の説明も、三者協議会なるものができ上がったとは聞いてはいますが、そのところでの対応。

この2点についてお伺いしたいと思います。

教育経営担当課長

まず、話し合いの場ということでは、この認定こども園の転換の方針が出されて以降ですが、両園の保護者を対象といたしまして、計画の段階であるとか、それぞれ各段階に対応いたしまして説明会等を開催してまいりました。実際に事業者が決まりまして選定が終わった後、これにつきましては、三者協議会という形で定例的な形で行ってございます。昨年6月以降ですが、これまでやよいでは3回、みずのとうでは2回実施してございます。年度内に各園ごとにもう1回予定されてございます。また引き続き、21年度におきましても、おおよそ学期に1回ぐらいのペースでこの三者協議会を開催して、いろいろ詰める部分の話し合いを行って、できるだけ円滑な形での転換をということで行ってまいりたいと思っております。

それから、次の、話し合いの中でのいろいろな内容といえますか、その件なのですが、保護者の方から一番出されているご意見ということでは、これまで長い間培われてきた区立幼稚園の教育方針といえますか教育内容、それをできるだけ転換後のこども園にも引き継いでほしいという意見が多うございました。三者協議会の中でも、実際に事業者の方に出てきていただきまして、保護者の方から実際に今の区立の中での教育の様子の話などがされてきて、それをどういうふうに今後のこども園の中に引き継いでいくかということでは話し合いが進められております。

そのほか、かなり具体的な内容にも踏み込んで話が行われてございます。一つは、例えば給食の話なのですが、こども園になりますと、これは保育園部分を抱えるということで、給食を出すことが必須の条件ということになってまいります。ただ、その一方で、現在、区立にお子さんを通わせている保護者の方には、例えばお弁当などを持参ということも認めてもらえないかといったような意見なども出されてきて、その辺の意見交換などもされております。そのほか、服装、また持っていくかばんとかに至るようなかなり細かい部分につきましても、お互いの意見交換などをやりながら、できるだけ円滑にこども園のほうに進めるような話し合いが実際に行われてございます。それにつきましては、まだ1年以上ございますので、引き続き話し合いを継続しながら、できるだけ相互の理解を深

めていくということで進めているところでございます。

大島委員

今度、やよい幼稚園の転換園の場合ですけれども、幼保連携の並列型ということで、保育所と幼稚園が一体になって運営していくというふうに伺ったのですけれども、実際の現場では、共通の幼稚園教育の時間以外にいらっしゃる子どもたちに、この子は保育園児とかこの子は幼稚園児とかと分けて運営するというふうにするのか。その辺の扱いはどうなのでしょう。

教育経営担当課長

やよい幼稚園のケースで言いますと、保育園と幼稚園と一緒に、共通時間ということで、保育園児に対しましても幼児教育のほうを実施するわけですが、それが事業者の想定では9時半から1時半ぐらいということで想定しております。その後、幼稚園部分につきましては、さらに預かり保育という形で希望のあるお子さんについては実施するわけですが、その部分につきましては、今委員のほうからお話があったとおり、この子は幼稚園児、この子は保育園児というような形で分けてやるということではなくて、できるだけ両者一体となった形での保育を実施するというので、何らかの形で分けるとかそういうことはしないような形で対応していきたいということは事業者のほうから聞いてございます。

高木委員長

今の件は、制度上は一応、並列型の場合は保育園在籍で——「籍」というとあれですけれども、幼稚園在籍で、経理的には、たしか学校法人の場合は収益事業で別勘定にしないといけないので、厳密に言うと別だけれども、実務上はそういう区別はしないでなるべく一緒に仲よくやるという理解でよろしいのでしょうか。

教育経営担当課長

はい。今、委員長がまとめていただいたそのとおりでございます。運営事業者としても、そのような方針で実施を図っていきたいということで確認はしてございます。

山田委員

もう1点。先ほどもちょっとお聞きしたのですけれども、いわゆる区立から私立、認定こども園は運営事業者がやることになりますが、先ほど課長がお話しされたように、区立の幼稚園での教育的なよさがあるわけですね。それを継承していくことができればそれにこしたことはないと思うのですけれども、実際には、区立ということから外れてきますと、いわゆる私立の園になりますので、その辺についての指導・助言という場がどのような場で行うことができるのか、その辺についてももしおわかりでしたらお聞かせいただきたいと思っております。

教育経営担当課長

原則論で申し上げますと、立ち上げます認定こども園につきましては私立でございます

ので、区のほうから直接、園の経営方針、あるいは教育方針につきまして、これを指導するという立場にはございません。ただ、区といたしましては、さまざまな補助金の支出であるとかということを通して、また、この転換に向けての作業なども同時にやっていくケースがございますので、そういった中で、事業者と十分コミュニケーションをとりながら、円滑な形での転換ができるように、また、転換後におきましても、引き続き区とのコミュニケーションはしっかりとりながら、保護者の方のご意見とかそういったものを生かせるような、そういうルート。これは決して公式的な形というものではございませんけれども、それは確保しながら、円滑な形での運営というものについても、区としてサポートできる部分についてはサポートしていきたいというものでございます。

山田委員

この条例が改正された後というのは、どのような手続がされていくのかを確認しておきたいのです。

教育経営担当課長

まず、条例改正後の手続的な面で言いますと、この廃止条例が決定された場合でございますが、東京都に対しまして、幼稚園の廃止の届け出がございます。それから、認定こども園側にとりましては、それぞれの事業者から東京都に対しまして認定こども園としての認定の申請、また、それぞれ幼稚園、保育園の認可の申請がございます。それを21年度中に行うということになります。

それから、実務的な面で申しますと、昨年夏休みに転換に向けて必要な改修工事を行いましたけれども、幼稚園からこども園になりますので、例えば調理室の設置であるとか、そういったまだ残っている工事がございますので、これを21年度中に実施して、施設的な面の整備を図るといったことがございます。

また、子どものほうからいたしますと、現在の3歳児、それから来年度入園してくる子どもにとりましては、平成22年4月で転換するということになりますので、その転換が円滑にいくように、特に直前の、来年の1月から3月にかけては、引き継ぎ期間ということで、事業者のほうからも通常の園の活動に参加していただくような形で、子どもたちが、ある日突然先生がかわったとかというような戸惑いがないように、その辺のところもソフトランディングできるような形での移行ということも予定してございます。

そういったことを踏まえて、この条例改正後につきましては、転換に向けた準備を着実に進めていきたいということを見込んでおります。

山田委員

平成22年4月からということになりますので、来年4月以降も経過についての報告を教育委員会のほうにもぜひしていただくということでお約束をしていただければと思います。

教育経営担当課長

はい。当然、条例改正後につきましても、その後の動きといったようなものにつきまし

でも、子ども家庭部が所管ではございますが、できるだけ定期的な形での報告を求めるような方向で子ども家庭部にはきちんと伝えて、その場を設けるようお願いしてまいりたいと思っております。

高木委員長

認定こども園は、国の施策として、保護者の方の就労が多様になったと。お父さん、お母さん、性別にかかわらず、幼稚園の時間帯だけではなかなか子育てができない。あるいは保育園。だからといって、幼稚園的なものをやらないのもどうなのかということで、区民のための制度ではあるのですが、いろいろな課題があつて、なかなか普及していないところなのですが、長いスパンで見ると、子育てのプラスになるという理解は教育委員会としてもしていると思います。ただ、転換という非常に微妙といいますか、そういう問題がありますので、今、在籍している保護者の方に、傍聴者発言でも何人かの方から、反対ではないのですけれども、不安とかありましたので、できるだけそういうことをフォローしていただくようお願いしたいと思います。

教育経営担当課長

はい。ご意見としてしっかりと承りまして、この旨につきましては子ども家庭部にもきちんと伝えてまいりたいと思います。

飛鳥馬委員

前にも何回か言っていることですがけれども。私は、認定こども園になるということは、今委員長が言われるように、親御さんの選択幅が広がるということではいいかなという話を前にしたのですがけれども、保育機能、あるいは幼稚園のほうの教育機能、さらに延長とか。さらに言えば、一つは、せっかく認定こども園になるのですから、保育園と幼稚園のよさというか、両方高め合うような形ができないと、せっかく認定こども園にしてもあれなので、ぜひ今までにないものを生み出せるということを書いてあると思うのです。

あと、さっき山田委員が言われたように、区立のよさというのは、施設面では、園庭がかなり広いとか、余裕があるとか、伸び伸びと保育できるとか、それもよさなので残してほしいというお話があつたと思うのです。

それから、山田委員からは、その後も区として指導できるのかというお話もありました。最初のほうはぜひ。やはりスタート前にきちっとしておかないと、後というのはなかなか難しいだろうと思うのです。指導・助言といっても。ですから、スタート前にどれだけ区立のよさを生かせるかというところを詰める。そのところが非常に大事なところで、あと1年ぐらいあるのでしょうから、どこまでやれるかということですね。

あと、最初のスタートまでに気をつける。もちろん業者はわかっていると思いますけれども、これは教育機関ですので、私立になっても、もうけることを考えて利益に走られると、教育の場ですので、そういう心配はなきにしもあらず。新しいこともやりたいというのもわかるので、それもだめだということ、全部だめだということではないと思います。

私立のよさもあると思いますので、それを生かすということも大事ですけれども、それが即、保護者の負担にならないというか、簡単に言えば、さっき言ったような言葉になってしまって、ちょっと失礼だけれども、そういうことなので、ぜひそういうことに気をつけながら詰めてほしいなと思うのです。

ぜひよろしくお願ひしたいなと思っています。

高木委員長

今回、運営は学校法人ですよね。私どもも学校法人ですが、一応学校法人は営利を目的とできないことになっています。ただ、飛鳥馬委員が指摘された今の区立のよさというのは、よくよく事前に打ち合わせというか、私もお願ひしたいと思います。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の第6号議案及び第7号議案を一括して挙手の方法により採決を行いたいと思います。

上程中の第6号議案及び第7号議案、計2件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査は終了いたしました。

それでは、本日は、以前から予定しておりました桃園第二小学校の訪問と南部地域の小学校の校長先生との意見交換会を行います。これから桃園第二小学校に向かいたいと思いますので、定例会を休憩いたします。

午前 10 時 32 分休憩

午後 3 時 23 分再開

高木委員長

定例会を再開します。

「桃園第二小学校の訪問と小学校長との意見交換会」お疲れ様でした。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、教育委員会第5回定例会を閉じます。

午後 3 時 24 分閉会